

平成 29 年 6 月 5 日

会 員 各 位

一般社団法人日本消火装置工業会

第 一 部 会 長 大 木 健 二

水系消火設備の乾式配管へ使用する一部の金属製管継手の自主規制の解除について
(ゴムパッキンを用いるハウジング形継手等の使用規制の解除)

屋内消火栓等の水系消火設備に使用される金属製管継手は、消防法施行規則第 12 条第 1 項第 6 号ホ(イ)の規定により、当該規定に掲げられている日本工業規格適合品（以下、「規則第 12 条 JIS 規格品」という。）を用いることとされています。また、規則第 12 条 JIS 規格品以外のものにあつては、金属製管継手およびバルブ類の基準（平成 20 年消防庁告示第 31 号）に適合するもの（いわゆる認定品）を用いることとされています。しかしながら、認定対象となる金属製管継手を、乾式配管に使用する場合にあつては、火災の熱による急激な温度上昇が懸念され、その安全性について十分な検証が必要となります。特にゴムパッキンを用いるハウジング形継手等にあつては、熱による焼損等の被害が想定されます。以上の状況を踏まえ、第一部会では「水系消火設備の乾式配管へ使用する一部の金属製管継手の自主規制について」（平成 22 年 12 月 10 日／日消装発第 22－53 号）により、ハウジング形継手等の乾式配管への使用自粛をお願いするとともに、一般的に流通している製品に対して耐熱性に関する検証実験を行い、耐熱性の実力値を把握する活動等を行ってまいりました。

そして今般、消防庁ならびに登録認定機関の明確な考え方が確認され、告示基準および認定試験の運用上の懸念が払拭されましたので、当該使用自粛を解除することに致しました。従前においても自治体消防の指導に基づき適正に設置してまいりましたが、今後に置かれましても当該指導に基づき、「火災時に熱による著しい損傷を受けるおそれがある部分」に使用する管継手等については標準耐熱性試験または軽易耐熱性試験（設置上の制限有り）に合格したものを使用されますよう宜しくお願い申し上げます。

以 上